

Client Alert

15 December 2025

本アラートに関する お問い合わせ先：



Aggie Liu
Partner
Baker McKenzie FenXun, Beijing
+86 10 6535 9027
LiuAijie@fenxunlaw.com



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

中華人民共和国商標法 – 改正草案の最新動向

最新の状況

中華人民共和国商標法の改正作業は、2018年に正式に開始後、以下の段階を経て、順調に進めば2026年に可決・施行される見込みとなった。現在大規模改正の大詰めを迎えており、最新の状況を報告する。

2019年：悪意の出願や商標の抱え込みを効果的に抑制し、商標権の保護を強化するため、商標法第4次改正が行われた。同時に、中国国家知識産権局（CNIPA）は、商標法の包括的な見直しに向けて調査・意見聴取を継続した。

2023年1月13日：CNIPAは『中華人民共和国商標法改正草案（意見募集稿）』を公表し、パブリックコメントの募集は、2023年3月に締め切られた。

2025年5月：国務院は『2025年立法作業計画』に商標法改正を組み込み、年内に全国人民代表大会常務委員会（NPC）へ草案を付議する意向を示した。NPCは本改正を『予備審議プロジェクト』として位置づけ、起草と調査の加速を促した。CNIPAも『2025年知的財産発展計画』において、改正及び関連する司法解釈の迅速化をコミットした。

2025年11月14日：李強首相が主宰した国務院常務会議で、商標法改正草案が原則承認され、NPC常務委員会へ付議することが決定された。以上の最新動向に基づけば、改正商標法は、順調に進めば2026年に可決・施行される見込みである。

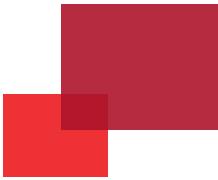
注：国務院は最新版の草案をまだ公表していないため、以下の分析は2023年の意見募集稿に基づく。

主な改正案

国務院が最新の草案を公表していないため、以下改正案の内容は2023年にCNIPAが公表したパブリックコメント用の改正案に基づいている。以下が現時点での一般公開されている改正点の最新バージョンである。

1. 悪意の出願の抑制

悪意の出願に関して、より具体的な対策が導入される。主な改正内容には、悪意の出願を争うための法的根拠の明確化、特定の場合における係争中の商標の申立人への移転、悪意の出願に対する制裁措置、さらに悪意の出願により損害を被った当事者に対する金銭的補償の可能性等が含まれる。



2. 再出願の制限及び使用要件

同一の出願人による、同一又は実質的に同一の商標を、同一又は実質的に同一の指定商品・役務について再出願することを禁止する。ただし、2025年の中中国国際商標ブランドフェスティバルのQ&Aセッションにおいて、CNIPAの担当者は、登録者に対する5年ごとの使用証明提出義務は最新草案から削除された可能性があると述べた。しかし、現時点ではこれに関する公式な発表はない。一方で、過去2年間にCNIPAが一部の出願人に対し、商標出願時に使用証明または使用意思の宣言を提出するよう通知した事例があり、これについては改正商標法の最終版に盛り込まれる可能性がある。

3. 手続の合理化

異議申立て期間は従来の3か月から2か月に短縮される。CNIPAにおける異議決定に対する不服申立て手続が廃止され、申請人が決定に不服を申し立てる場合は、人民法院で直接争うこととなる。

4. 商標使用と「公正使用」の明確化

オンラインでの商標の使用を、商標法上の「使用」として明確に位置づけ、電子商取引における無断使用を商標侵害の類型として明示する。また、公正使用の範囲を拡大し、自己の氏名・住所の誠実な使用や、他者の商標を目的・対象・使用場面を示すために記述的に使用する行為等を含め、明確化する。

5. 周知商標の保護強化

「周知商標の認定」という概念を「周知性の確認」に置き換える行政認定の色彩を弱める。さらに、未登録の周知商標に対する保護を強化し、広く公衆に知られた商標については、希釈化防止（アンチ・ダイリューション）を含む保護を拡充する。

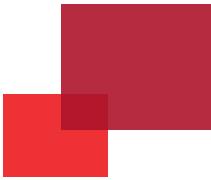
6. 執行と救済の強化

商標侵害の調査過程における行政当局の機能・権限を強化し、新たに当事者の銀行口座の照会等の措置を追加する。さらに、悪意の商標訴訟に対する責任を導入し、悪意の訴えによって生じた損失（合理的な防御費用を含む）に対する賠償を認める。

注：上記で言及した一部の改正点は、最新の改正案でさらに修正されている可能性があるが、現時点では正式に公表されていない。

国務院の最終草案がいつ公開されるか

関連する立法手続によると、草案は国務院で承認された後、NPCに提出され、審議・採決を経て、国家主席令により公布される。この過程で、国務院が常務委員会に提出する草案は通常公開されない。現時点の最新情報に基づけば、改正商標法は順調に進めば2026年に施行される見込みである。



今後の見通し

本改正案はすでに国務院で原則承認されており、現在は NPC での審議を待っている状況である。企業は、商標出願戦略における大幅な変更に備える必要がある。弊所では、今後の立法動向を継続的に監視し、適時に最新情報を提供する予定である。